

(第1面)

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書

2023年8月10日

香川県知事 池田 豊人 殿



協議者 住所 香川県丸亀市中津町1515番地  
 氏名 大倉工業株式会社  
 代表取締役社長執行役員 神田 進  
 電話番号 0877-56-1111

循環利用計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		平成23年12月5日 23廃対第20826-2号		
変更事項		変更前	変更後	
循環利用計画の変更の内容	循環的な利用の目的	廃棄物の原料化		
	循環的な利用の方法	再使用・再生利用・熱回収		
	循環的な利用の概要	パーティクルボード・ボイラー燃料用木材チップの製造		
	事業場の所在地	香川県三豊市詫間町詫間 3560番2		
	規則第6条第2項に規定する協議の適用の有無	有・無	有・無	
	県外産業廃棄物	一般的な名称	パーティクルボード・合板・プレカット材・MDF	
		種類	木屑	
		性状	変更無	
		1年当たりの最大取扱量	46,770 t/年	変更無
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	別紙①の通り	別紙①の通り
住所又は所在地		別紙①の通り	別紙①の通り	
排出事業場		名称	別紙①の通り	別紙①の通り
		所在地	別紙①の通り	別紙①の通り

## (第2面)

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
循環利用計画の変更の内容	施設の種類及び設置場所	木くず又はがれき類の破碎施設 1基 香川県三豊市詫間町詫間 3560番2 パーティクルボード製造施設 香川県三豊市詫間町詫間 2102-4		
	施設の処理能力	破碎施設 480 t/日(24時間) パーティクルボード製造施設 8,000 t/月 ボイラー3,523 t/月	破碎施設 480 t/日(24時間) パーティクルボード製造施設 10,500 t/月 ボイラー3,523 t/月	
	施設の位置、処理方式、構造及び設備	変更無	変更無	
	循環的な利用に伴い生ずる排ガス及び排水	量	変更無	変更無
		処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)	変更無	変更無
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	変更無	変更無	
	その他循環利用施設の構造等に関する事項	変更無	変更無	
	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	変更無	変更無	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	変更無	変更無	
	その他循環利用施設の維持管理に関する事項	変更無	変更無	
放射性物質及びこれによって汚染された物の処理	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
県内で生じた廃棄物の循環的な利用の見込み(その種類、性状及び1年当たりの最大取扱量を記載すること。)	種類: 木くず 性状: 木質 最大取扱量: 72,286 t 平成19年度県内入荷数量: 636 t	種類: 木くず 性状: 木質 最大取扱量: 72,286 t 令和4年度県内入荷数量: 0 t		

## (第3面)

変 更 事 項			変 更 前	変 更 後
循環利用計画の変更の内容	再使用又は再生利用の場合	種 類	①パーティクルボード ②ボイラー燃料チップ	
		性 状	①ボード状 ②チップ形状	
		1年当たりの最大製造量	①96,000 t ②42,276 t	①126,000 t ②42,276 t
	再生品の性状に適合する日本工業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容		①変更無 ②規格無	
	再生品の利用又は取引の見込み		①生産した商品に関しては全数出荷販売実績が有ります。 ②自社パーティクルボードラインのチップ乾燥用ボイラー燃料に利用。	
	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一般的な名称	①鉄屑 ②灰	①鉄屑 ②灰 ③ばいじん
		種 類	①金属屑 ②燃え殻	①金属屑 ②燃え殻 ③ばいじん
		性 状	①金属(鉄) ②別紙⑦の通り	①金属(鉄) ②別紙⑦の通り ③ばいじん
		1年当たりの最大発生量	①鉄屑 180 t ②灰 1,057 t	①80 t ②756 t ③87 t
		処分方法	①讃岐金属(有)に製鉄原料として販売 ②(株)富士クリーンで埋立処分	①讃岐金属(有)、(有)村田電気に製鉄原料として販売 ②(株)富士クリーンで埋立処分 ③辻村建設(株)で安定処分
県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合には、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴			変更無	
変 更 予 定 年 月 日			変更協議結果通知書の交付日	
変 更 の 理 由			循環型社会に貢献しようとする会社方針	
規則第6条第2項に規定する協議の適用が有る場合				
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			—	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			—	
参 考 事 項			—	

## 備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、第1面及び第3面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

		変更前	変更後	
56	県外排出事業者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	株式会社一条工務店 代表取締役社長 宮地 剛	株式会社一条工務店 代表取締役社長 岩田 直樹
		住所又は所在地	東京都江東区木場町5丁目10番10号	東京都江東区木場町5丁目10番10号
		排出 事業場	名称 所在地	株式会社一条工務店 別紙③の通り
	当該県外産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	別紙②の通り	別紙②の通り
		住所又は所在地	別紙②の通り	別紙②の通り
	廃棄物の種類及び最大取扱量		木くず、3700t	木くず、3700t
県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路		別紙④の通り	別紙④の通り	



## 広域認定制度による、(株)一条工務店の回収拠点(排出事業場)

NO	名称	所在地	変更前	変更後
			搬入量(t/年)	搬入量(t/年)
1	鈴與(株) 清水興津倉庫	静岡県静岡市清水興津清見寺町1375-49-50	500	500
2	(株)日本産業 浜松工場	静岡県浜松市南区倉松町4040	1,000	800
3	(株)日本産業 名阪工場	三重県伊賀市治田山梨3197-35	500	500
4	(株)日本産業 西東京工場	山梨県上野原市上野原8154番13	50	50
5	(株)ODL 名古屋センター	愛知県海部郡飛島村木場2丁目122番地	200	200
6	(株)朝日通商 神戸倉庫	兵庫県神戸市東灘区向洋町西6丁目6番	700	700
7	(株)日本産業 九州工場	福岡県飯塚市有安958番地34	500	500
8	愛媛県各現場	愛媛県内の新築、改築等工事現場	100	100
9	徳島県各現場	徳島県内の新築、改築等工事現場	100	100
10	高知県各現場	高知県内の新築、改築等工事現場	50	50
11	岡山県各現場	岡山県内の新築、改築等工事現場	0	100
12	広島県各現場	広島県内の新築、改築等工事現場	0	100
合計			3,700	3,700

①愛媛・高知からの搬入

県外 → 国道11号線 → 県道194号線 → 県道186号線 → 香川センター

②愛媛・高知からの搬入（高速道路利用）

県外 → 高松自動車道坂出IC → 国道11号線 → 県道19号線 → 県道33号線 → 県道192号線 → 県道186号線 → 香川センター

③徳島・高知からの搬入

県外 → 国道32号 → 国道319号 → 国道11号線 → 県道194号線 → 県道186号線 → 香川センター

④徳島からの搬入

県外 → 国道438号 → 県道19号線 → 県道33号線 → 県道192号線 → 県道186号線 → 香川センター

⑤徳島からの搬入

県外 → 国道193号 → 国道377号線 → 国道32号線 → 県道22号線 → 国道438号線 → 県道19号線  
→ 県道33号線 → 県道192号線 → 県道186号線 → 香川センター

⑥徳島からの搬入（高速道路利用）

県外 → 高松自動車道坂出IC → 国道11号線 → 県道19号線 → 県道33号線 → 県道192号線 → 県道186号線 → 香川センター

⑦徳島からの搬入

県外 → 国道11号線 → 県道187号線 → 県道186号線 → 香川センター

①広島・岡山からの搬入（高速道路利用）

県外 → 瀬戸中央自動車道坂出北IC → 県道192号線 → 県道186号線 → 香川センター

②広島・岡山からの搬入

県外 → 瀬戸中央自動車道坂出北IC → 県道192号線 → 県道186号線 → 香川センター

③岡山からの搬入（高速道路利用）

県外 → 瀬戸中央自動車道坂出北IC → 県道192号線 → 県道186号線 → 香川センター

④岡山からの搬入

県外 → 瀬戸中央自動車道坂出北IC → 県道192号線 → 県道186号線 → 香川センター